

代理人による【運転免許の取消し申請（自主返納）】・【運転経歴証明書交付申請】の申請ご案内

申請区分	申請場所	受付日・受付時間※1	代理人申請ができる人	代理人申請できる要件、必要書類等
運転免許の取消し申請	運転免許センター	日曜日～金曜日 午前9:00～11:00 午後1:00～ 3:30		【要件】 1 病気、負傷等やむを得ない理由により自ら手続できないこと 2 電話等により申請者本人の意思が確認できること 3 免許の全てを取消す申請（全部返納）であること 【必要書類等】 1 申請者本人の運転免許証 2 埼玉県公安委員会指定の委任状・申立書 3 申請者本人と代理人の関係を確認できる書類※2 4 申請と同時に住所を変更する場合は新住所確認書類※3を提示願います
	各警察署（鴻巣署を除く）	月曜日～金曜日 午前9:00～11:00 午後1:00～ 3:30		
運転経歴証明書交付申請	運転免許センター（即日交付）	日曜日～金曜日 午前9:00～11:00 午後1:00～ 3:30	原則として 3親等以内の親族 申請者本人が入院中の病院職員等 申請者本人が入所中の介護施設職員等 成年後見人	【要件】 1 病気、負傷等やむを得ない理由により自ら手続できないこと 2 電話等により申請者本人の意思が確認できること 【必要書類等】 1 埼玉県公安委員会指定の委任状・申立書 2 申請者本人と代理人の関係を確認できる書類※2 3 申請手数料1,100円 4 写真1枚（縦3センチメートル、横2.4センチメートル、無帽、無背景、正面を向いているもの、白黒カラーいずれでも可） 5 警察署に申請した場合は、後日交付となります。 郵送での受取を希望する場合は、運転経歴証明書郵送用封筒（簡易書留料金分の郵便切手を貼付し、受取人住所、氏名を記載したもの）1通 ◎ 運転免許の取消し申請をして5年以内に交付申請する方は、運転免許証の取消通知書※4が別途必要となります ◎ 申請と同時に住所を変更する場合は新住所確認書類※3を提示願います
	各警察署（鴻巣署を除く）（後日交付）	月曜日～金曜日 午前9:00～11:00 午後1:00～ 3:30		
	埼玉県で運転免許の取消し申請をしてから5年以内	運転免許センター（即日交付）		
運転経歴事項変更	運転免許センター	日曜日～金曜日 午前9:00～12:00 午後1:00～ 4:15		【要件】 病気、負傷等やむを得ない理由により自ら手続できない場合 【必要書類等】 ○ 同居の親族又は同居人を代理人とする場合 ・ 申請者と代理人との関係が確認できる住民票の写し ・ 代理人の身分証明書 ○ 別居の親族、施設関係者又は成年後見人を代理人とする場合 ・ 申請者が自署により作成した委任状 ・ 申請者本人と代理人の関係を確認できる書類※2 ○ 氏名及び住所（県外から）を変更する場合は、本籍地記載の住民票1通提示 ○ 住所（県内から県内）を変更する場合は、新住所を確認できる書類※3
	各警察署（鴻巣署を除く）	月曜日～金曜日 午前9:00～12:00 午後1:00～ 4:15		

- ※1 祝日（振替休日を含む）及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）は除く
 ※2 親族の場合－戸籍謄本、住民票等、関係が確認できる書類及び代理人の身分証明書
 入院中の病院等職員の場合－代理人の身分証明書（病院の身分証明書等）
 入所中の施設等職員の場合－代理人の身分証明書（施設の身分証明書等）
 成年後見人の場合－登記事項証明書及び代理人の身分証明書
 ※3 新住所確認書類－健康保険証、納税通知書、公共料金のお知らせ、住民票等
 ※4 取消通知書を提示できない場合は、申請時にお申し出下さい。

注意事項

- 1 運転免許証の有効期限が満了している方は申請できません。
- 2 運転免許証を紛失していたり、汚損等により内容が一部判読できない場合は申請できません。
- 3 運転免許証の住所地が埼玉県以外の方は申請できません。
- 4 代理人による運転経歴証明書の再交付申請及び代理人による旧経歴証明書からの切替申請はできません。
- 5 運転経歴証明書は、運転免許センターでは即日交付ですが、システム障害などにより後日交付となる場合もあります。警察署は後日交付となります。後日、警察署で受け取るか、郵送での受け取りを選択できます。郵送を希望する場合は、運転経歴証明書郵送用封筒（簡易書留料金分の郵便切手を貼付し、受取人住所、氏名を記載したもの）1通を御用意下さい。
- 6 外国籍の方は、在留期間が確認できる在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書及び旅券等を提示願います。
- 7 委任状・申立書は、埼玉県警察ホームページからダウンロードできますが、県内警察署の運転免許窓口を用意してありますので、事前に作成し提出して下さい。
- 8 電話等により、申請者が自らの意思で運転免許を返納することが確認できない場合は申請できません。
- 9 運転経歴証明書用に提出される写真が、申請者本人であることに疑義がある場合は申請できないことがあります。